

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）
に係るパブリックコメント手続の結果

意見募集期間：令和5年3月23日（木曜） から 令和5年4月21日（金曜）

意見提出者数：6名

提出意見数：8件

計画の修正：提出いただいた御意見に対する市の考え方は別紙のとおりであり、今回、御意見に基づく修正はありません。
なお、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

○取りまとめ方法

提出意見の公表にあたって「徳島市市民参加基本条例」第11条第7項により、提出意見を整理し、要約したものを公表しています。

※令和5年5月15日のごみの名称変更に伴い、「燃やせるごみ」の表記を「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」としております。

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と市の考え方

番号	1	章 項目	第1 計画の基本的事項 1 計画改定の趣旨 第3 ごみ処理基本計画 9 最終処分計画
		概要	改定趣旨、最終処分について
意見	<p>・計画改定の趣旨として環境負荷からの脱却と書かれているにも関わらず、令和13年には、燃やしたごみをさらに燃やしてスラグ化するなど燃やすことによる環境負荷が考えられている。まずは出さないようにしていくことが必要だと思う。</p>		
考え方	<p>ごみの減量化につきましては、市民の皆さまや事業者の皆さまと協働して様々な施策に取り組み、ごみの発生や排出の抑制、再資源化に取り組んでまいります。</p>		
番号	2	章 項目	第3 ごみ処理の現状 1 ごみ処理の現状
		概要	紙ごみについて
意見	<p>・燃やせるごみの中でも41.4%の大部分を占める雑紙の回収(リサイクル)を進めることが、簡単に取り組むことができ、ごみ減量の第一歩になるのではないかと考える。市の方でも広報とくしまやごみ収集カレンダー等に雑紙についてもっと詳しく説明してもらったり、ごみ減量すれば財政がどれくらい浮いてそのお金をどのように使えるか明記して頂き、市民の皆さんに協力を得て欲しい。試算では全国平均まで処理費用を持っていけると、約13億円浮かすことが出来る。</p> <p>・燃やせるごみに含まれている紙類を半分でも資源として回収できるようなアクションを官民学が連携して起こすことができれば（事業系のごみが多いとも資料にあったので）、この計画をもとに作られるごみ処理施設の規模も間違いなく小さくなって、環境や財政への負担を減らすことができる。ぜひSDGs未来都市徳島にふさわしい、大胆なごみの削減目標、資源の回収目標を立てて行動に移していただきたい。また「徳島市一般廃棄物処理基本計画」にも反映させていただきたい。燃やすごみに含まれている紙類を半分回収できた場合、ごみの処理費用は年間このくらい削減できますといったような具体的な数字をあげてもらえると現実味、実現可能性が増すと思う。</p>		
考え方	<p>今計画に記載する「ごみ減量化・資源化に係る取組」を実施することにより、家庭ごみ及び事業系ごみの「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」に含まれる再生利用可能な紙類の資源としての回収、リサイクルを推進してまいります。</p> <p>また、環境教育・環境学習の充実を図り、ごみの適正な排出や分別について啓発を進め、ごみ減量につなげていきます。</p>		

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と市の考え方

番号	3	章 項目	第3 ごみ処理の現状 1 ごみ処理の現状
		概要	リサイクル率について
意見	<p>・類似都市との比較で、例えばリサイクル率が類似自治体の平均値以下になっているが、なぜか。明記する必要があると思う。</p>		
考え方	<p>リサイクル率が平均値以下になっていることについては、「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」中の紙類の割合が4割近く占めるなど分別の徹底ができていないことが要因の一つと考えられるため、広報・啓発活動等を通して分別の周知徹底を図ってまいります。</p>		
番号	4	章 項目	第3 ごみ処理の現状 1 ごみ処理の現状
		概要	最終処分の現状について
意見	<p>・最終処分の現状について、本市は最終処分場を保有せず、一般財団法人徳島県環境整備 公社に埋立処分を委託している。また本市は、1人1日あたりの最終処分量の内訳の比較では類似自治体の中で2番目に多くなっており、焼却残渣が半数以上となっている。このような状況を打破するためにも、徳島市は県に廃棄物処理センターを設置してもらってください。多額な処理費を出すのではなく焼却灰から資源の回収をし、ごみゼロを実現する方法、資源循環型廃棄物処理を実現する方法に切り替える、いまは絶好のチャンスではないか。新しい資源のない日本のこれからのあるべき姿は、現存する資源の有効活用に注視し実現する方向に向かっていかざるを得ないことに気が付き動いていくと予測する。</p>		
考え方	<p>最終処分量については、今計画に記載のとおり焼却残渣の資源化等を行っていくとともに、ごみの排出抑制・減量も併せて推進することにより、最終処分量を可能な範囲で減らすよう努めます。</p>		

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と市の考え方

番号	5	章 項目	第3 ごみ処理の現状 1 ごみ処理の現状
		概要	ごみ処理経費の現状
意見	<p>・ごみ処理経費は1人あたり処理費が15,000～15,600円/人で、1tあたりの処理費が40,000～43,000円/tで増減を繰り返している。本市の1人あたりの年間処理経費は、類似自治体のうち2番目に高くなっている。</p> <p>このような状況を打破するためにも、徳島市は県に廃棄物処理センターを設置してもらってください。多額な処理費を出すのではなく焼却灰から資源の回収をし、ごみゼロを実現する方法、資源循環型廃棄物処理を実現する方法に切り替える、いまは絶好のチャンスではないか。</p> <p>新しい資源のない日本のこれからのあるべき姿は、現存する資源の有効活用に注視し実現する方向に向かっていかざるを得ないことに気が付き動いていくと予測する。</p>		
考え方	<p>ごみ処理経費については、本計画中に記載の「ごみの減量化・資源化に係る取組」を実施することにより、その費用の削減に努めてまいります。</p>		
番号	6	章 項目	第3 ごみ処理の現状 2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測 3 ごみ処理の評価 4 ごみ処理に係る課題
		概要	数値目標について
意見	<p>・R2年度実績の人口1人1日当たりのごみ排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、最終処分減量に要する費用、人口1人当たり年間処理経費、全ての項目に於いて、類似自治体の平均を下回っている。これを、徳島市のH26年度実績と比較すると、全ての項目において評価の指数値が低下している。つまり、ごみ処理において状況が悪化しているということになる。しかし、ごみ処理にかかる課題では、「H29年度のごみ処理基本計画」で課題について述べられたのと同じようなことが、記述されている。これでは、現状の打開にはならない。</p> <p>・ごみ処理に係る数値目標について、1人1日あたりのごみ排出量が国の推計値である830g/人・日に基づき、採用した、とある。しかし、徳島市の推計値975.7g/人・日と記されている部分がある。「200gの減量が必要です。」とあるが、目標に対する徳島市の捉え方が示されていない。「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改訂版 素案」には、この将来予測の結果を反映した焼却炉の施設規模が書かれている。昨年2月の「ごみ減量化・再資源化推進市民会議」は何のために開いたのか？あの時に決めた数々の取り組みはどれだけ実行したのか、市民に明らかにすべき。</p> <p>・リサイクル率の目標推移に関して令和2年～8年（5年間）で2.8%上昇、令和8年～13年（5年間）で13.9%と急激に上昇するはなぜか。5年ごとの数字でなく1年ごとに目標数値を出すべき。</p>		
考え方	<p>各指標の評価値は平成29年度から改善しておらず、かつ全国平均に達していない状況であります。人口1人1日当たりのごみ排出量自体については減少しております。その他指標についても今計画で定める施策を進めることで改善を図ってまいります。</p> <p>新施設の施設規模につきましては、現状の本市のごみ量や人口動態などから推計される施設稼働予定時期の令和12年度の将来ごみ量を基に、排出されたごみを安定的に処理していくために必要な規模として、「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画（素案）」で算定しています。「ごみ減量化・再資源化推進市民会議」における検討内容は、すでに施策として実施しているものもあり、今後も同検討内容を踏まえた様々な施策を実施していきたいと考えています。</p> <p>リサイクル率については、焼却灰の資源化や拠点回収施設の増加・拡充を検討し、資源化量を増加させることで向上を図ります。単年ごとにリサイクル率を公表すべきというご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>		

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と市の考え方

番号	7	章 項目	第3 ごみ処理基本計画 6 基本方針
		概要	ごみの減量化・再資源化に係る取組について
意見	<p>・ごみの減量化・再資源化に係る取組に関していつ始めるのか項目ごとに明記する必要があると思う。発生・排出抑制に関しても各項目ごとにいつ始めるのか明記する必要があると思う。</p>		
考え方	<p>本計画は平成29年度から令和13年度までの期間を計画期間として、取組を進めておりますが、今回の改定に伴い見直し等を実施した取組については、策定後速やかに取り組んでまいります。</p>		

徳島市一般廃棄物処理基本計画 改定版（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と市の考え方

番号	8	章 項目	第3 ごみ処理の現状 8 中間処理計画
		概要	中間処理について
意見	<p>・これまでの廃棄物処理の考え方はごみを分別してリサイクルし燃やすごみを減らすことが主流だった。しかし、これからはごみの適切な処理を中心とした計画が大切と考える。</p> <p>その理由は、まずプラごみの場合容器包装リサイクル法により回収しリサイクルが求められてきたが、徳島市の場合リサイクル協会から還元される金額がわずか数万円しかなく、機能していないと思われる。プラごみは中間処理場で手選別され食品残渣が付いた物や燃やせるごみと混ざり合っている物は抜き出され最終処分場で埋められていると思う。</p> <p>また、マテリアルリサイクルできるプラは生産加工ロスで出た事業系のごみが主流で、一般廃棄物から出たものは適さないのではないか。そして、リサイクルしたとしても、それにかかる労力と経費が多くかかり、尚且つ再製品化された物の利用期間が短く、すぐに廃棄物として扱われることになりその時は、もうリサイクルに適さないプラになっているのではないか。ペットボトルに関しては、ボトルを粉砕し不純物を取り除き再びボトルにするという技術が開発されているにもかかわらず、運営面で採算がとれず、活用されていない現状があるようだ。しかし、繊維として再利用することができということ、ペットボトルに関しては分別収集してリサイクルするべき。そして、プラは高い発熱量を持っているのでサーマルリサイクル、発電の熱源として利用する方が環境負荷は抑えられるのではないかと。こうしたことから、現在ではライフサイクルアセスメント（LCA）という考え方に基づいて、総合的、客観的に環境負荷にかかる評価を指標化して判断するようになってきている。これからは、プラの処理はLCAに基づく適切な処理を考えるべき。紙ごみに関しては、現在行っている新聞雑誌ダンボールを分別して集め再利用することは、森林資源を守り環境を守ることだと思う。また、コピー用紙などの雑紙と飲料用紙パックも再利用できる物のようですが、これ以外の様々な紙製品は再生利用できないようなので分別することを求めても、手間と労力がかかりすぎて意味がなくなってしまう。プラスチックも同じことであるが、こうした製品は印刷されている。このインク、塗料、染料には重金属といわれる基準値以上になると健康被害をもたらす有害物質が使われている。それぞれには微量で害はないと思われるがごみが集まり焼却された灰には濃縮されたこれらが蓄積されている。尚且つ最終処分場ではもっと蓄積されていることになる。こうしたことを住民に伝え、灰の中に含まれる貴重な資源を無駄にしないことを考えていかなくてはならない。そのためには、徳島で資源循環型廃棄物処理を実現する会が提唱している県による、廃棄物処理センター（廃棄物資源化センターと呼びたい）の整備を県に要望していただきたい。今、脱炭素社会の実現ということで、二酸化炭素の排出を抑えることが最も大切と言われているが、先にもふれたようにごみの焼却熱による発電でそれに寄与できるし、輸入される原油のうちプラスチックに使われるものはわずか数%でしかない。それから、発電効率を考えると、処理施設は広域化した方がいいと思う。LCAの考え方にのっとった基本計画の策定が望まれる。</p> <p>・燃やせるごみについて、熱回収が出来る焼却施設を検討されているということであるが、脱炭素の観点からすると、燃やすということはいくら熱回収が出来ると言ってもCO2が排出されるので、避けなければならない。熱回収がリサイクルと言っているが、その表現はおかしいと思う。こんな表現は日本だけがしているこんな事を言っていると海外から相手にされなくなる。そこで1つの案は燃やせるごみを他県でもされている燃やすしかないごみとし、生ごみは生ごみだけを回収して堆肥化出来る施設で処理、その他リサイクル出来る資源ごみ(雑紙等)はもう少し分別を徹底してもらい、本当に燃やすしか無いごみだけを集めて小さな焼却炉で燃やす。今現在肥料が凄く高騰していると言われていて、生ごみを市で堆肥化する事で、農家さん等に安く提供して社会の好循環も生むようにする。これらの事をしてCO2の排出は最低限にする。災害ごみを燃やすと書かれているが、放射性物質は燃やさないと明記して下さい。</p>		
考え方	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>なお、「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画（素案）」に記載されている熱回収施設の処理対象となるごみは、基本的に市内で排出される一般廃棄物や、風水害で被害があった場合の市内で排出される災害廃棄物となります。</p>		